

・評価申込手続き

1. 評価対象建物

鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨造(S)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)、木造(W)等特に限定はなく公共、民間問わず幅広い範囲での建物を対象として耐震診断等評価業務を行っております。ただし大臣認定等に係わる特殊建築物は除きます。

2. 申込みについて

2 - 1 申込み先及び問い合わせ先

当協会ホームページにてご案内しておりますが、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

社団法人 千葉県建築士事務所協会 耐震診断業務委員会 事務局 鎗田

〒260-0012 千葉市中央区本町2 - 1 - 16 TEL 043-224-1640

URL <http://www.chiba-jk.or.jp/> Email jm@chiba-jk.or.jp

2 - 2 事前相談

事務局ではスケジュール等、事務的な相談のみ受付します。

評価単位の扱い方また、混構造、特殊工法については相談資料を添えて事務局へ相談依頼をしてください。

2 - 3 評価単位

建物の評価単位は、原則として構造的に一体となっている建物(棟)を1件として扱います。構造的に分離されている建物(例えばEXP.J等で分離された建物)は2棟(件)以上として扱います。L・T字型等不整形な建物、複雑に増築された建物も複数棟(件)として扱う場合もあります。申込みに必要な書類は各々作成してください。学校施設などで同一敷地内の複数棟を同時に申込む場合、施設台帳の写しは1部のみで結構です。

鉄骨造の評価単位は、標準的架構種別に属するもの1件として扱います。学校施設などの屋内運動場の標準的架構種別は、文部科学省大臣官房文教施設企画部「屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成18年版)」の2ページの架構種別によります。

鉄骨造以外の屋内運動場及びRC造校舎等と一体化された鉄骨造の屋内運動場等の評価単位は1棟(件)扱いとなりますが、建物耐震診断等概要表(様式-5)はおのこの用意していただく場合があります。

2 - 4 申込書の記入

建物耐震診断等申込書記入例(別紙-1)及び申込み時提出資料の作成について(別紙-2)に従い、所定の申込書に必要事項をご記入ください。特に申込書の中の6 - 4 希望評価日については必ずご記入ください。

3. 受付について

3 - 1 添付、説明資料について

受付が終わると事前審査会議開催に向けて、事務局にて準備する関係上、受付時に事前審査会議に必要な書類も同時に提出してもらう事となります。受付時に必要な書類は事前審査のためのチェックシート(様式-1.-2)耐震診断等評価申込書(様式-3)、建物耐震診断等概要表(様式-5)、及び説明資料(報告書)です。受理した物件については受付番号等を記入した申込書の写しをお渡ししますので、以降問い合わせ等はこの受付番号でお願いします。チェックリストはRC造用とS造用に分かれていますので構造に合わせ使用してください。チェック項目右側欄に記載ページを必ずご記入してください。概要表については建物耐震診断等概要表記入例(別紙-3)を参照の上ご記入ください。提出資料はすべてA4サイズ(A3折込み可)とし建物耐震診断等評価説明資料の作成(別紙-4)に準じて作製してください。

3 - 2 評価の所要期間

評価業務に要する期間は申込書・説明資料提出後概ね2～3ヶ月を要しますが、診断者の対応や、診断・補強設計内容等により異なる場合があります。評価書交付まで十分に余裕を見込んでお申し込みください。

3 - 3 手数料について

本評価に要する費用は、建物耐震診断等評価手数料(別紙-6)によりますが事前審査会議が2回を超えた場合、本審査会議が1回を超えた場合や申込者の希望により会場変更する時は別途料金が掛かります。また第1回目の事前審査終了後に手数料を請求させていただき入金の確認後にその後の審査日時等を決定します。なお、評価判定前に途中でとりやめる場合には手数料の全額を納めていただくことになります。

・耐震診断評価委員会による審査

1. 審査

「耐震診断評価委員会」は提出された資料により事前審査会議(ヒアリング)と本審査会議による審査を行い耐震診断等の内容及び結果を確認します。両審査会議とも原則として当協会4階会議室で行います。

なお診断者は資料説明の為、この会議に出席していただきます。また申込み者(行政機関の担当者等)改修設計者についても同様に出席してください。各審査会議での評価委員からの質疑事項を確認する為、議事録(様式-8.-9)の質問・指摘事項欄に質疑事項を記入し、会議終了後3日以内にメール等で事務局へ送信してください。また、次回の会議に先立ち会議開催予定日の7日前までに議事録

及び追加説明資料を提出してください。議事録の提出を受け次回会議の日時、場所を決定し事務局よりご連絡します。評価委員との電話等の直接のやりとりは原則出来ませんので、必ず事務局を通してください。

2. 事前審査（ヒアリング）会議

2 - 1 出席者

事前審査（ヒアリング）会議は、診断評価に先立ち診断者から説明を受け診断内容の審査をする会議です。診断のみ評価を受ける場合は診断内容の全て、耐震補強計画の評価を受ける場合はその計画内容の全て、総合評価を受ける場合は前述の両方について、必要な全ての診断等の作業を確実に終え、且つ実際に診断を行った者（耐震補強計画の場合は改修設計者を含む）を対象として行うことを前提としています。従って、事前審査会議時に診断者が不在の場合、現地調査等の不足、資料の著しい不備、あるいは説明能力が著しく不十分と判断されるような場合には直ちに事前審査会議を中止する場合があります。建物の所有者及び管理者は事前審査会議に出来るだけ出席してください。特殊な補強工法を採用する場合、必要に応じて、事前に申し出があれば補強工法の開発者あるいはその関連企業は事前審査会議に出席することが出来ます。

2 - 2 開催回数

事前審査会議は原則2回までとします。2回をこえる場合は追加料金が発生しますが、これも2回までとし、2回の追加で終了しない場合は原則として打ち切りとします。追加料金は本審査会議前に請求させていただきます。審査打ち切りの場合、料金の返却はありません。

3. 本審査会議

3 - 1 開催について

本審査会議は原則として毎月第2、4木曜日に開催します。会議における評価判定は事前審査会議および提出された資料に基づき行います。事前審査会議で質疑、指摘事項があった場合はその部分を修正・差し替えし、本審査会議用説明資料を作成してください。資料の提出部数及び開催日時は事前審査会議議事録並びに追加説明資料の確認後に決定します。

3 - 2 説明資料（報告書）の訂正

本審査会議において、耐震評価委員会から修正等の指摘を受けた場合には速やかに議事録及び追加説明資料を作成し審査部会委員を通じて、評価委員の確認を得てください。本審査会議終了後又は上記事項の確認後における追加資料等の訂正・変更は出来ません。

・評価書および報告書について

1. 評価書の交付及びその後の手続き

評価判定終了後、評価委員会が承認したものについては当協会より「評価書」を交付します。当協会保管用及び申込者用の最終診断等評価報告書を各1部作成し本審査会議時に耐震診断業務委員会事務局へ提出してください。当協会にて「評価書」と併せて製本しお渡しします。

2. 報告書について

当協会保管用及び申込者用の最終診断等評価報告書の製本作成については、当協会にて行います。申込者用については当協会にて製本したものを使用し金文字製本等に組み入れて下さい。

3. 評価書交付後における補強設計の変更に対する対応について

3 - 1 主旨

建築行政の厳格化に伴い、耐震改修促進法に基づく補強設計の評価を受けた建物について、補強設計に変更が生じた場合に、行政が評価委員会での確認を求める場合においては指示願い書（様式 - 1 1）を提出し下記にて対応します。

3 - 2 対応方法

次頁の表 - 1 の区分により対応する。

（1）軽微な変更

補強ディテールの部分的な変更など、建物の耐震性能に影響を及ぼさないと判断される変更については、評価担当委員が内容を確認して、提出された資料に記名、押印して申請者に返却する。評価担当委員は、直近の本審査会議にて概要を報告する。

（2）比較的軽微な変更

特定の階における補強内容の変更で特定の階への耐震性能への影響があるものの、建物全体への耐震性能への影響がほとんど無いと判断される変更については、以下のように扱う。

（a）評価書の発行が求められない場合

軽微な変更に準ずる。

（b）評価書の発行が求められる場合

変更の概要を本審査会議にて評価担当委員が説明し、本審査会議での確認を受ける。

（3）大規模な変更

大半の補強工法が変更されるなど、建物全体の耐震性能に影響する変更の場合には、再度事前審査会議を開催した上で、本審査会議において審査を受ける。なお、再評価の発行にあたり、本審査会議前に前評価書の返却を要する。

表 - 1 補強設計の変更に対する対応

変更の程度	軽 微	比較的軽微		大規模
	補強のディテールの部分的な変更など、建物の耐震性能に影響を及ぼさない変更	特定の階における補強内容の変更で、特定の階への耐震性能に影響があるものの、建物全体の耐震性能に影響がほとんどない変更		
評価書	変更評価書の発行せず (委員のサインまたは押印)	変更評価書の発行せず	変更評価書の発行	再評価書の発行
本委員会での扱い	報 告	報 告	確 認	審 査
費 用	有 料 (割引)	有 料 (割引)	有 料 (割引)	有 料

・耐震診断評価委員会の構成

委員長 岡田 恒 (公財)日本住宅・木材技術センター試験研究所所長

副委員長 山本 泰稔 ガル建築コンサルタント事務所
芝浦工業大学名誉教授

委 員 小松 博 日本大学生産工学部建築工学科教授

委 員 角本 忠敬 (株)創和建築事務所会長

委 員 加瀬 善弥 NPO法人建築技術支援協会技術アドバイザー

委 員 岡本 直 (株)クライン建築研究所代表
ものづくり大学特別客員教授

委 員 井上 哲郎 筑波大学名誉教授

委 員 今井 弘 元筑波大学教授

・説明資料送付先

社団法人 千葉県建築士事務所協会 「耐震診断業務委員会」事務局

〒260-0012 千葉県千葉市中央区本町2-1-16

TEL 043(224)1640 FAX 043(225)2066

E-mail j m @ c h i b a - j k . o r . j p